

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 14 日現在

機関番号：24506

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2011

課題番号：22710045

研究課題名（和文）環境資源の自治的管理に関する研究：環境政策におけるオープン・コモンの含意

研究課題名（英文）A Study on the Collaborative Natural Resource Management: The Implication for Environmental Policy through the field study on Everyman's rights.

研究代表者 三俣 学 MITSUMATA GAKU

兵庫県立大学・経済学部・准教授

研究者番号：10382251

研究成果の概要（和文）：北欧3か国における万人権研究を通じ、環境資源の共同的管理（協治）のための必要条件の抽出を試みた結果、

- (1) 万人に開かれた環境資源は、必ずしもオープンアクセスを意味するのではなく、対象資源に応じた利用慣習を尊重する形で、政策・規制の実施が講じられてきたこと
- (2) しかしながら、万人の利用の途を開く環境資源をめぐってはコンフリクトが発生しており、従来の利用・管理慣習では対応しきれない局面が生じており、法整備による対応策が講じられていること
- (3) 野外教育等を通じた事前的予防・啓蒙策の推進（体験学習の伝統の継承→自然環境の恵みと脆弱性の理解）が重要であること
- (4) (1) - (3) すべてにおいてアソシエーションの果たす役割がきわめて大きいことの4点が重要要件として指摘できることが判明した。

研究成果の概要（英文）：The study on the 'everyman's rights' in Europe countries suggests the conditions for an collaborative resource management as follows;

- 1) Open access resource based on the customary use/management called 'everyman's rights' has been attracted by many peoples regardless of the country, hence some places have serious conflicts between owners and the people who want to enjoy outdoors such as hikers, tourist etc... In response with this situation, related legislations which aim to prevent users who do not concern about the customary use from overuse or damage to the nature has been introduced in Norway and Sweden.
- 2) Open access resources in the context of everyman's rights does not mean "everyone can use and withdraw from nature as much as one can. The principles of 'Do not disturb privacy' and 'Do not disturb nature' are regarded as an important custom which anyone must observe. These basic concepts are reflected in the related law. It means that certainly recognized as important, but access right can be exercised within the limit of individual privacy (private ownership) and protection of nature.
- 3-4) For the enhancement of the understanding what every man's rights have been and now still are, the outdoor recreational education has been positively and energetically promoted at the schools in these countries with huge support of non-profit organizations such as the trekking associations and preservation societies of the nature. It is worth paying much attention to the important roles on which the associations have been playing here. Their activities 1) provide to share the common knowledge about everyman's rights through organizing nature protection events and educational programs 2) give a great impact on the environmental policy makers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：環境学

科研費の分科・細目：環境影響評価・環境政策

キーワード：コモンズ 協治 ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

コミュニティを基盤にした持続的な環境資源管理制度の構築を目指すコモンズ論においては、コミュニティが様々な主体と連携・協働して、その実現を目指す「協治」の概念に注目が集まっている。しかし、この協治の議論は、萌芽期段階にあり、理論面・実証面双方において研究蓄積が薄い。協治が機能するケースと機能不全に陥るケースに関するデータを蓄積し、(1) 協治が成立する諸条件を解明するとともに、(2) 協治非成立のケースに処方箋を描いていくことが、現在のコモンズ研究上の重要課題である。

2. 研究の目的

本研究は、前述した(1)に焦点を当てるべく協治の典型的な実践事例といえる北欧の万人権の制度(所有の如何を問わず、万人が自然に分け入り、ベリー摘みをはじめとする野外活動を万人に認める北欧特有の環境享受権)を採り上げ、「協治」を可能にする諸条件の抽出を目的とする。

3. 研究の方法

研究の方法は、北欧3カ国(フィンランド・ノルウェー・スウェーデン)における聞き取り調査を主とし、以下の諸点の解明を進める。(1) 資源利用や管理における各ステークホルダー(入会権者を含む地域住民・組織、地方自治体、アソシエーション、政府、国際機関、EUなどの超国家主体)間に存在する利害調整の仕組み(ガバナンス)、(2) 関連法整備などによる制度構築過程、(3) 現行体制下で万人権を生かした共同管理の実態把握。

4. 研究成果

北欧諸国で見られる万人権の研究については、日本国内はもとより北欧諸国においても十分なされているわけではない。そのため、

万人権の歴史的生成過程の把握や実態解明は、我が国における資源管理論にも大きな示唆を与えるものとして注目するに値するものといえる。

このような現状のもと、2010年9月、研究協力を得た東京大学大学院助教の斎藤暖生氏、福岡女子大学嶋田大作氏(当時同志社大学学術研究員)とともに、ノルウェーおよびフィンランドにおける万人権の実態を探るべく、①万人権を管轄・支援する複数の組織・機関に対する関係に対する聞き取り調査を実施し、②万人権を裏付ける慣習・法的文書の収集を行い複数の貴重な資料を得た。また、③万人権に基づく活動がどのように営まれ続けているのか探るべく参与観察を行った。2010年度に実施したノルウェー、フィンランドでのフィールド調査に続き、2011年度にも、上記三点を研究の着眼点に据え、スウェーデンでの現地調査を嶋田大作氏(福岡女子大学講師)とともに実施した。

二カ年にわたる北欧3カ国におけるフィールド調査を通じ、北欧の万人権がいかなる歴史的過程を経て形成され、いかなる実態であるかという研究課題について、ある程度まで把握(ないしその判明につながる資料を入手)することができた。

また近年、万人権の名のもと自然にアクセスしようとする人々(団体)と土地所有者の間での衝突はとりわけ美しい海岸部や都市部で顕著にみられ、万人権を生かしながらも、そのような衝突や紛争に対する予防策を図るべく「万人権の法制度化」が進んでいることが判明した。

と同時に、1) 政策為政者や研究者の間では、万人権に対する考え方について、とりわけ現行法あるいは法制度化に対する考え方に相違がみられること、2) 調査対象とした北欧3カ国間にさえ、万人権の法的枠組みには、それぞれの現場を反映するがゆえに見られる相違点があることが判明した。

以上のような結果から、研究開始当初に据えていた「開放型コモンズ」と「閉鎖型コモンズ」が、どういった歴史的・社会的・経済的背景の相違から生じてきたのかという問いに答える基礎材料を提供する成果を得ることができた。

以上を「開放型コモンズの協治」のための必要条件という研究課題に即して総括すれば、同北欧万人権研究からは、

北欧3か国における「万人権研究」を通じ、環境資源の共同的管理（協治）のための必要条件を抽出することを試みた結果、

(1) 開放資源の利用に際し発生するコンフリクトの解消に向け、法制整備による対応が講じられていること

(2) 万人に開かれた資源とはいえ、それは必ずしも単にオープンアクセスを意味するのではなく、土地に応じた利用慣習を尊重する形で、政策・規制の実施が講じられていないし講じようとする議論が存在していること

(3) 野外教育等を通じた事前的予防・啓蒙策の推進（体験学習の伝統の継承→自然環境の恵みと脆弱性の理解）が重要であること

(4) (1) - (3) すべてにおいてアソシエーションの果たす役割がきわめて大きいことの4点が重要要件として指摘できることが判明した。

の4点を挙げることができよう。

研究開始当初、視野に収めていた英国のフットパス研究との比較などについては、同プロジェクトでカバーしきれなかった点であり、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

1) 齋藤暖生・三俣学 (2011) 「温泉資源の持続的利用と管理制度に関する一考察：長野県上田市別所温泉財産区の事例に基いて」『温泉地域研究』No. 16, pp. 1-12 査読有

2) Mitsumata, G., (2011) 'A Study on Iriai (Traditional Commons) and Creation of the New types of the Commons in Japan' International Conference for Environmental Governance (環境治理), Tainan, Taiwan, pp. 157-168 査読無

3) 三俣学 (2010) 「コモンズ論の射程拡大の意義と課題」『法社会学』73号, pp. 148-167 査読有

4) 三俣学・齋藤暖生 (2010) 「環境資源管理

の協治戦略と抵抗戦略に関する一試論：行政の硬直的対応下にある豊田市稲武13財産区の事例から」『商大論集』(兵庫県立大学経済経営研究所) pp. 151-171 査読無

5) 三輪大介・三俣学 (2010) 「コモンズを守り活かす戦略に関する一考察：近年の法学的コモンズ研究の興隆に寄せて」『商大論集』(兵庫県立大学経済経営研究所) pp. 1-32 査読無

[学会発表] (計3件)

(1) Mitsumata, G. Building Sustainable Communities on a Foundation of Natural Resources: Examples from the Use and Management of Geothermal Hot Springs in Bessho Onsen Property Ward, Nagano, Japan. a paper presented at the 13th Biennial Conference of the International Association for the Study of the Commons (IASC), 2011年1月13日 Hyderabad, India

(2) 三俣学 「コモンズ論の展開と現在：その射程拡大の意義と課題」, 『ミニ・シンポジウム ⑧ [企画関連 I]: コモンズ論の射程拡大と法社会学の課題』, 2010年度日本法社会学会・学術大会, 2010年5月8日, 於同志社大学

(3) 齋藤暖生・三俣学 「平成の市町村合併がもたらした財産区有林経営の苦難」第121回日本森林学会。2010年4月3日, 於筑波大学。

[図書] (計5件)

(1) 三俣学・菅豊・井上真編著 (2010) 『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房, 270 pp.

(2) 齋藤暖生・三俣学 (2010) 「地方行政の広域化と財産区：愛知県稲武地区の事例」三俣学・菅豊・井上真編著『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房, pp. 13-37

(3) 嶋田大作・齋藤暖生・三俣学 (2010) 「万人権による自然資源利用：ノルウェー・スウェーデン・フィンランドの事例を基に」三俣学・菅豊・井上真編著 (2010) 『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房, pp. 64-86

(4) 三俣学・菅豊・井上真 (2010) 「実践指針としてのコモンズ論：協治と抵抗の補完戦略」三俣学・菅豊・井上真編著 (2010) 『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房, pp. 197-217.

(5) Berge, Erling, Gaku Mitsumata, Daisaku Shimada, eds. (2011). *Legislation o*

n commons (Statsallmenning/ Bygdeallmenning) in Norway. Aas: Centre for Land Tenure Studies/ Department of Landscape Architecture and Spatial Planning, Norwegian University of Life Sciences.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三俣 学 (MITSUMATA GAKU)

研究者番号 : 10382251